

**2016年度
横浜市の予算編成に対する
日本共産党の要望**

2015年10月19日

日本共産党横浜市会議員団

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市役所内 日本共産党横浜市会議員団控室
TEL 045-671-3032 FAX 045-641-7100

目 次

2016年度予算編成にあたっての要望	2
2016年度予算編成にあたっての申し入れ	3
【政策局】	7
【総務局】【危機管理室】	8
【財政局】	9
【市民局】	9
【文化観光局】	10
【経済局】	10
【こども青少年局】	12
【健康福祉局】	14
【温暖化対策統括本部】【環境創造局】	19
【資源循環局】	20
【建築局】	20
【都市整備局】	21
【道路局】	21
【港湾局】	22
【消防局】	23
【水道局】	23
【交通局】	23
【医療局】	24
【教育委員会】	24

2015年10月19日

横浜市長 林 文子 様

日本共産党横浜市議員団
団 長 大 貫 憲 夫

日本共産党市会議員団からの2016年度横浜市予算編成にあたっての要望書

市長は、9月4日、「平成28年度予算編成スタートにあたっての市政運営の基本的な考え方」とこれに基づいた「施策推進・予算編成・組織運営の方針」を発表されました。そこで市長が強調されているのは、中期4か年計画で掲げた目標の着実な達成です。

これに対し、日本共産党横浜市会議員団は9月10日、市長あてに「2016年度予算編成にあたって申し入れ」をしたところです。申し入れの大綱は、1. 人口減少社会に向けた大都市横浜の「まち」づくり、2. 住民福祉の充実した豊かな横浜を、3. 横浜の資源・富を生かした経済政策、4. 地方自治の立場に立ち、市内で働く労働者を守ること、5. 区役所の権限強化と機能の充実、6. 平和を発信する「まち」横浜に、というものです。この申し入れを、市民の支持を得て議会の一角を占める議員団からの提案としてとらえて、実際の予算編成作業に反映されることを重ねて要望します。

さて、この要望書は、今夏に、私たちが行った各界・各層との懇談のなかで寄せられた要望等も踏まえ、内部論議を経て局別にまとめたものです。

いうまでもなく、これらの要望を実現するには、相当な新たな財源が必要となります。政策の優先順位を変えれば、財源は確保できます。

市長におかれましては、中期4か年計画だけにこだわることなく、ここで掲げた市民要望の実現に勇断されることを切望するものです。

2015年9月10日

横浜市長 林 文子様

日本共産党横浜市議員団

団長 大貫 憲夫

2016年度予算編成にあたっての申し入れ

2016年度の予算編成に当たり、横浜市民にとって真の豊かさを実感できるまちづくりのため、地方自治の本旨に基づき住民本位の予算となるよう申し入れをするものです。

人口減少社会に向けた大都市横浜の「まち」づくり

日本の人口は2010年から本格的な人口減少が始まりました。本市人口においても2019年をピークに毎年減少し、2060年には中位推計で320万人、下位推計では290万人に減少するとされています。この人口減少社会をどのようにとらえ、将来に向けてどのような「まち」づくりをしていくのかが横浜市政の根本問題として問われています。横浜において、これまでの経済成長戦略の延長線上で都市計画を進めるのか、それとも、人口減少を正面に据え経済成長戦略から脱却して真の豊かさを実感できる「まち」づくりを目指すのか、そのどちらを選択するのかということです。

これまでの経済成長戦略のもと、急激な人口増によって巨大化した都市横浜にとって、自然と歴史の回復、災害に対する安全性の向上、密集市街地をはじめとした居住環境の向上、公園緑地の拡充、公共施設のゆとりの確保、さらには建物の低層化を図り都市景観の回復等が求められています。不可避的な人口減少という条件を能動的にとらえて、現存する諸問題を計画的に解決する絶好の機会にすべきです。人口減少という都市としての大きな転換期に直面しているいまこそ、発想の転換が必要です。

住民福祉の充実した豊かな横浜を

市長は、住民福祉を充実させるためにも、その基盤となる横浜経済の活性化による法人税収入など、税収源の涵養が必要だと強調しています。アベノミクスの成長戦略の波に乗り、「未来への大胆な投資」として、みなとみらい21地区に新たなMICE施設の整備や山下ふ頭へのIRカジノ誘致、エキサイトよこはま22、新市庁舎建設とそれに伴う関内・関外地区の再開発など都心臨海部のインフラを整備し、国際観光都市として国内外から集客し、都市間競争に勝つための「まち」づくりを進めています。その構想は、国際競争に勝ち抜くため、今後日本が全国的に人口減少しても、リニア中央新幹線によって東京・名古屋・大阪を結びつけ、世界最大の大都市圏、つまりスーパー・メガリジェーションを形成し、人口減少をカバーすることによって、圧倒的国際競争力を確保しようとする安倍政権の経済戦略に基づくものであり、首都圏に位置する日本最大の政令指定都市横浜として、

その一翼を担うものです。

しかし、これらのインフラ整備のための大型公共事業は、いわゆる大手ゼネコンの仕事興しであり、横浜経済への波及効果はほとんどありません。しかも、市長のいう「未来への大胆な投資」によって、華やかな横浜をつくりあげても熾烈な都市間競争に勝てる保証は何もありません。経済活性化どころか競争に負け、残るのは莫大な財政負担と膨大で不要なインフラ群となる恐れは否定できません。人口減少社会において今後、ゼロ成長のもとでも横浜経済を持続・発展させ、市税収入を確保するために求められているのは、本市の住民が生き生きと生活し、それぞれの人生を豊かに過ごすための福祉中心のインフラ整備への「大胆な投資」です。

現在、本市の人口動態をみると、子育て世代がさまざまな理由で市外に流出しています。実際、党市議団が昨年行った市民アンケートでも、子育て世代が求めているのは保育所の増設、小児医療費助成制度の拡充、中学校給食の実施、少人数学級など多岐に及んでいます。本市に根づく施策を充実し、この子育て世代・働き盛りの若い人たちが第2子、第3子と安心して産み育てる環境を整備することが必要です。そのことにより本市の人口減少率を低下させることが可能になります。

超高齢社会を支えるためには、お年寄りが安全で安心して生活するためのさらなるインフラ整備が必要です。元気な高齢者が気軽に社会参加するために、身近な生活道路や歩道、駅など主要施設のいっそうのバリアフリー化、敬老パスの継続とコミュニティバスの運行などが必要です。さらに、安心できる介護・医療のために特別養護老人ホームや養護老人ホームなどの整備を進めなければなりません。支援施設を増やせば、当然マンパワーが必要になり雇用が増えます。ヘルパーなどのマンパワーについては、国に対し賃金補助を増やすよう要求し、本市独自でも上乘せするなど、ゆとりある生活ができる賃金を保障することが必要です。

横浜の資源・富を生かした経済政策を

今後、生き生きとした横浜の「まち」を維持発展させ、支えるのはしっかりとした横浜経済です。

人口減少社会の中で横浜経済を支えるためには、地域循環型の経済政策に力点を置かなければなりません。そのためには、どれだけ生産年齢人口を確保するかが決め手です。また、60歳以上で定年を迎えたまだまだ元気なシニア層も貴重な人材です。そして、青年や女性を含め、そのマンパワーを横浜経済に結びつけることができるのが、地域に根差した小規模企業であり、なかでも従業員5人以下の小企業・業者です。

政府は昨年6月、小規模企業が地域経済の担い手、雇用の創出・維持に大きな役割を果たしていることに着目し、事業の持続的発展を図る施策として、国や地方自治体が連携・協力し講じるよう求めた小規模企業振興基本法を制定しました。同法は、地方自治体にも

小規模企業の振興について「区域の諸条件に応じた」施策の策定とその実施の責務を課しています。その要請を正面に受け、早急に有効な施策を提示しなければなりません。

市内事業所の約90%を占めるのが小規模企業です。企業誘致による市外からの企業立地は、歴史的に集積されてきた産業がある本市にとっては、市内経済、産業を補完するものであっても主役ではありません。横浜市としても、早急に同法に基づいた小規模企業の実態調査を実施し、同時に地域循環型経済での存在意義や役割を明らかにし、小規模企業を本市経済の主役に位置付けることが必要です。そして、住宅リフォーム助成制度など地域循環型の仕事興しのための施策や、貸工場や機械など営業インフラに対する補助制度、特に、小企業・業者向けの生活支援融資制度、営業不振によって生じた国保料滞納などに対応する相談窓口の設置など、生業として永続して営業ができる施策の策定が必要です。

横浜経済の活性化は、戦後の日本のモノづくりを支えてきた中小企業群の優れた技術、横浜に残る自然環境、地域に根をはり生活する370万市民、そして、幕末の開港の舞台となった文明開化の地である横浜の歴史・文化などの資源・富を生かし切ることにより、豊かな横浜経済を構築することです。

地方自治の立場に立ち、市内で働く労働者を守ること

わが国は世界第3位の経済大国です。そこには膨大な富が毎年生み出されています。ところが、横浜で、わが国で生まれた富が、中小企業や庶民に行き渡っていません。そこに、現在の横浜経済不振の根本的な原因があります。大企業が儲かればそのおこぼれが地域に回るといふ、いわゆるトリクルダウン経済が破たんしているのです。本市の経済対策で必要なのは、何といたっても市内の消費購買力を引き上げることです。そのためにも、市内で働く労働者の賃金を上げ、可処分所得を増やすことが必要です。

少なくとも、指定管理者をはじめとする横浜市にかかわる事業によって雇用される労働者は正規雇用を基本とし、労働者の賃金と雇用条件の引き上げを行うために、公契約条例を制定することです。さらに、ブラック企業を規制する条例を制定し、過酷な労働条件に苦しむ若者を救うことです。横浜市は全国最大の政令指定都市です。政府が国民に悪政を強いているいま、経済対策においても地方自治の立場に立ち、市内で働く労働者を守る事が自治体の責務です。

昨年4月強行された消費税の8%への税率アップとアベノミクスによる円安に伴う物価上昇は、市民生活と市内中小企業を直撃し、市内の消費購買力を劇的に低下させました。安倍自公政権は2017年4月に消費税率を10%に引き上げを行うと宣言しています。市内事業所の99%を占める中小企業の営業を守り、市内の消費購買力を低下させないためにも、国に対し消費税率の再引き上げに反対し、同時に当面5%に引き下げよう横浜市として強力に申し入れを行うべきです。

区役所の権限強化と機能の充実を

少子高齢化社会において、子育てや介護の充実を具体的に図る上で、区役所の役割が重要になります。区役所は医療、福祉、教育、雇用、産業、住宅、環境、交通など様々な地域課題を住民自治の立場から解決する重要な役割を持ちます。国の第30次地方制度調査会においても、「住民に身近な行政サービスについて、住民により近い単位で提供する『都市内分権』により住民自治を強化する」との答申が出されています。その指摘は適切です。

本市においても内外の知恵を集め、区の住民自治を拡充しなければなりません。そして、区の権限と機能の強化、特に、生活支援、福祉サービスなどへの正規職員の人員増強、超高齢社会を公衆衛生の面から支える保健所の復活、小企業・業者が生業として営業が続けられるための経済課の設置、近年の気候変動による豪雨や地震など災害から地域を守るため防災体制の強化、また、今後急速に増える住宅の老朽化等の相談に対応する建築事務所の設置等などの機能及び権限の強化を緊急に求めます。

平和を発信する「まち」横浜に

人口減少社会における横浜の富は、横浜がもつ豊かな文化、歴史、自然・環境と、そこに市民が根を下ろして生活することであり、その大前提となるのが平和です。

いま、日本を再び戦争する国にする戦争法案・安保法制が参院で審議されています。戦争法案は、横浜市にとっても深くかかわっています。安全保障関連法案、いわゆる「戦争法案」のもとになった「日米防衛協力のための指針」には、他国有事への対処では、日本が攻撃を受けていないにもかかわらず「地方公共団体の権限・能力並びに民間が有する能力を適切に使用する」として自治体・民間企業の戦時動員が明記されました。

横浜港には、東京ドーム球場の約11倍の面積を擁する米軍基地ノースドックが、みなとみらい21地区の目の前にあります。また、巨大艦船が接岸できる南本牧ふ頭、みなと赤十字病院などの医療機関、石川島播磨のような民間の造船施設、艦船修理能力があります。日米両国が一級の後方基地として着目するのは必然です。横浜市民の安全のためにも戦争法案を廃案にしなければなりません。

同時に国際都市横浜として平和な横浜港のためにも、危険な米軍基地ノースドックを一刻も早く返還させなければなりません。平和市長会の会員であり、国際ピースメッセンジャー都市の副会長都市を経歴に持つ横浜市として、戦争法案反対の立場を内外に表明することが必要です。

以上、来年度の予算編成に当たり、その基本的な方針について日本共産党横浜市議員団として考えを述べさせていただきました。真摯な検討を期待します。

【政策局】

1. 人口減少社会にむけて

(1) 高齢化や人口減少に伴い、買い物や通院などの足の確保が困難な地域が拡大している。横浜都市交通計画の中で「地域の足としての路線バスの維持・充実」や「地域の特性やニーズにあった交通サービスへの支援」を掲げていることから、誰もが移動しやすい交通の実現に向けて、目標を明記して計画的に取り組むこと。

2. カジノを含むIR誘致について

(1) ギャンブル依存症、地域社会・経済の衰退など弊害を直視し、カジノ誘致検討は中止すること。

3. 公共施設の保全・長寿命化

(1) 新市庁舎建設や高速横浜環状道路など新規大型公共事業偏重を見直し、先送りになっている既存の公共施設の保全事業実行計画を作成し、所要の予算を計上すること。

4. 住民自治について

(1) 第30次地方制度調査会の答申に基づいて、総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くこと。

(2) 市民の身近な行政窓口である区の役割が拡充できるように、区に財源と権限を委譲し、予算編成権や区長の準公選制など、できることから実行すること。

(3) 区政に区民が参加できる仕組みとして、地方自治法に規定された区協議会や地域協議会の設置を検討すること。

5. 米軍基地、同跡地関係

(1) 横須賀港を母港とする米原子力空母が寄港していることから、「防災計画」に原子力事故を位置付けること。

(2) 根岸住宅が空き家ばかりになっている現状から、代替住宅の提供は不要なため、池子の森の横浜市域側での米軍住宅建設計画撤回を国に求めること。

(3) ノースドッグ、鶴見貯油施設、小柴水域、および日米合意されている根岸米軍住宅の早期返還を国・米軍に働きかけること。

(4) 深谷通信所跡地（国有地）の利用については、無償貸与ならびに譲与を国に働きかけること。野球場など地域住民の利用については暫定利用が来年3月末までとされているが、引き続き利用できるよう申し入れること。さらに、跡地利用計画は、地元の要望を十分取り入れて策定すること。

(5) 上瀬谷通信基地跡地の利用については、跡地の45%にあたる民間地権者の合意を得て、防災機能、農地、緑地などの土地利用計画にすること。

(6) 閉鎖が窮迫している米軍根岸住宅地区に囲まれた地域内に居住する市民の、ライフラインをはじめとする生活権を保障するよう、より強く米軍および国に対して働きかけること。

6. 平和都市

(1) 安全保障関連法の廃止を国に求めること。

(2) 平和市長会議に加盟している自治体でもあることから、横浜市として非核平和都市宣言を行うこと

(3) ピースメッセンジャー都市を標榜する横浜市が管理する横浜港への自衛隊艦船や米

軍艦の軍事的利用については、入港・接岸を認めないこと。

(4) 広島・長崎市主催の平和式典や原水爆禁止世界大会等への市民代表の派遣など、核兵器の廃絶・米軍基地の撤去等をめざす平和活動への支援及び広報予算を大幅に拡充すること。

(5) 横浜大空襲の日(5月29日)を「平和の日」に設定し、反戦・平和の諸行事を市として実施・強化すること。

(6) 本市防災訓練に米軍の参加を求めないこと。

(7) 米軍が厚木基地を使用するオスプレイの運用については、県内基地関係市と連携し、引き続き反対を貫くこと。

(8) 自衛隊の各区行事等への参加は、自衛隊のPRに行政が手を貸すことになるため、やめるよう各区へ伝えること。

(9) 自衛官募集業務に関して、市として便宜を図らないこと。

7. 原子力発電所関連

(1) 浜岡原子力発電所は、東海地震の予想震源域にあり、直下の活断層が指摘されている。横浜市は偏西風によって放射能の影響を受ける恐れがあるため、廃炉を強く国に求めること。

(2) 国内すべての原発の再稼働中止を国と電力会社に求めること。

(3) 放射能汚染対策として東京電力へ賠償請求している約25.4億円の支払いを東電に強く求めること。国に対し東電への指導勧告と延滞金も含めて支払うよう指導強化を求めること。

【総務局】【危機管理室】

1. 新市庁舎建設計画

(1) 現行の新市庁舎建設計画は、事業費が2013年秋の基本計画の約616億円に比べて21.6%も増え、さらには2020年の東京オリンピックに間に合わせる必要もないことから、現行計画はやめ、立地場所、必要な規模や市役所のあり方について、市民的議論を重ねた上で再検討すること。

2. 市民利用施設の統廃合計画

(1) 公園プール・余熱利用温水プールは統廃合せず、利用促進をいっそう図り、存続すること。

3. 市職員定数

(1) 市民サービスの低下を招かないようにするため、市職員の定数はこれ以上減らさないこと。

4. 横浜市防災計画のさらなる改善

(1) 本市の防災・減災施策の基本姿勢をいっそう鮮明にするために、防災・減災の目標を、現行の「中長期的には限りなく被害ゼロに近づけることを目指す」から「人命被害ゼロ」に修正すること。

(2) 防災行政無線の設置は、防災・減災対策にとって最優先の課題であるため、河川域にとどめず、全市域に整備すること。

(3) 本市の防災計画の目標「被害を出さない地域・社会の実現」のために、本市のまち

- づくり事業に関わる審議会等の委員構成に災害・防災対策の専門家を必ず加えること。
- (4) 土砂災害危険区域における開発・建築行為等については、人命最優先の立場から、違反を見逃さないために、現場に足を運べる十分な人員を確保すること。

【財政局】

1. 市民利用施設

- (1) 利用料・使用料の値上げにつながる「市民利用施設等の利用者負担の考え方」は、撤回すること。
- (2) 県有施設の機能縮小・統廃合、市町村・団体への補助金・負担金の廃止・削減については、引き続き反対の意思表示をすること。

2. 公共施設跡地利用

- (1) 市民の財産である学校や区役所などの公共施設跡地の利用については、「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」に基づいて検討するとしているが、行政主導ではなく、地域住民・区民の要望を聞いて住民本位に決めること。

3. 入札・契約

- (1) 予定価格の設定にあたっては、国交省の要請に基づいた適正価格によって積算するとともに、小規模工事の最低制限価格率が90%にも満たない現状打開策として、小規模工事用の算定式を設定すること。
- (2) 工事によりばらつきが起きないように、設計内訳書の積算資料を公表すること。
- (3) 中小企業振興基本条例に基づいて、「横浜市補助金等の交付に関する規則」による発注が増えているので、さらに地元企業の仕事確保につながるよう、現行100万円以上の補助金としている基準を50万円以上に引き下げ、市内企業への発注金額ベースで工事90%、物件70%、役務80%以上にそれぞれ引き上げること。
- (4) 補助金対象の施設整備事業において、前払い等の支払い条件や設計単価等について市発注工事に準じるとともに、適正な工期期間を設定し、合わせて設計事務所も市内企業を優先させること。
- (5) 災害などによる応急工事については、地元の事情をよく知っている当該区の企業に発注することを原則とすること。
- (6) 適切な水準の賃金や法定福利費の支払い、社会保険等への加入徹底に関して、元請け業者への指導を徹底すること。
- (7) 品確法・建設業法・入契法（通称「担い手3法」）の趣旨が建築現場等で働く労働者の労働条件向上に反映するよう、公契約条例を制定すること。

4. 税等滞納整理

- (1) 税、税外債権の滞納整理にあたっては、滞納者の生活・営業実態を把握しないまま差し押さえなどの強権的発動は絶対行わず、最低生活費を残すなど滞納者が生活の再建・維持ができるよう配慮すること。

【市民局】

1. 行政区運営

- (1) 区づくり推進費を増額し、区民の意見を反映して予算を組めるようにすること。

- (2) 個人情報漏えい事故が頻発していることをかんがみ、戸籍課などの窓口業務をはじめ区役所の事務事業については、非正規雇用や民間委託はせず、正規職員で対応すること。
- (3) 出産、結婚、死亡などに伴う手続きや相談が1か所で行えるワンストップ対応ができるように、必要な人員配置や体制をとること。
- (4) 地域スポーツ支援事業のひとつである子どもの体力向上事業の拡充を図ること。
- (5) 性的少数者の人権が尊重され、当事者が必要としている支援策を検討すること。
- (6) 横浜文化体育館の設立目的にかんがみ、再整備にあたっては、運営が利益本位の興行中心となるPFI手法はやめること。
- (7) 個人情報完全に守られるという裏付け・保証のないマイナンバー制度を廃止するよう、国に求めること。

【文化観光局】

1. 区民文化センターの整備

- (1) 港北区民文化センターについては、住民要望に沿ったものとなるようにすること。未整備区においては、整備計画をつくること。

2. 国際都市として

- (1) 東アジア文化都市事業は、引き続き国際都市にふさわしい取り組みとすること。
- (2) 芸術文化教育プログラムは、抽選などによる一部の児童・生徒だけを対象とするのではなく、市内すべての児童・生徒が受けられるよう、拡充すること。
- (3) 観光施設・文化施設における、多言語対応（多言語による案内板の設置、多言語音声ガイドの配置、外国語の話せる職員の配置など）を進めること。
- (4) 観光施設・文化施設における、高齢者・障害者への対応（貸し出し用車いす、点字案内板、音声ガイド、手話のできる職員の配置など）、乳幼児連れへの対応（授乳室、ベビーカー置き場の整備など）を進めること。
- (5) みなとみらい21地区での新たなMICE施設整備計画は、事業の成算が見込めるまで凍結すること。

【経済局】

1. 中小企業振興

- (1) 中小企業振興基本条例第7条に基づき、市内中小企業の持っている力を積極的に引き出す施策をつくり、具体化すること。
- (2) 新たに制定された小規模企業振興基本法を生かす施策を具体化し、行うこと。
- (3) 小規模企業者の経営と暮らしの実態調査を行い、景気動向とともに経営実態、小企業者の要求、地域経済において果たしている役割等を明らかにし、中小企業振興のための基本計画策定に反映させること。
- (4) 基本計画の策定にあたっては、小規模企業者の意見が反映できる審議会を設置し、恒常的に意見を反映できる仕組みを作ること。
- (5) 市内企業の大半を占める従業員数5人以下の小企業者に対して、無担保・無利子の特別少額緊急融資制度を創設すること。

(6) 税金・保険料などの滞納に対し、経営破たんさせる強権的な徴収を規制すること。

2. 地域経済と仕事興しのために

(1) 経済波及効果が大きい住宅リフォーム助成制度を地域循環型の経済対策として創設すること。

(2) 高崎市の「まちなか商店リニューアル助成制度」を参考に、店舗・町工場を対象にした助成制度をつくること。

(4) 元請け業者または中間業者の下請け企業に対する不払いについて、建設業法第 41 条による積極的な行政指導を行うこと。

(5) 大資本の小規模小売店の出店に際しては、既存の小売店と出店調整をする仕組みを作ること。

(6) 新規開業を促進し地域の雇用を守るため、各地域で行われている家賃スライド制度や税金の減免制度などと結びつけて、小規模事業者の家賃を軽減する措置を行うこと。

(7) 大企業誘致に傾斜している企業立地促進条例は廃止し、市内中小企業・自営業者の力を引き出し育てる政策に転換すること。これまで誘致した企業の市内雇用及び市内中小企業への発注実績などの事業実施状況報告書を個別に公表すること。

(8) 専門的な知識や人材を持ち市全体の施策を進める局と、地域の状況を把握している区が連携し、各区の地域経済振興に向けて統一的な取り組みを強化すること。

(9) 市内中小企業・自営業者の交流の企画・施策をさらに発展させ、異業種からも学ぶ機会をつくること。

(10) 横浜市中小製造業設備投資等助成制度をさらに拡充し、工場賃借料、固定資産税、工作機械リース料など町工場に対する固定費の助成制度を一層充実させること。

(12) 「横浜市補助金等の交付に関する規則」において、現行 100 万円以上の補助金としている基準を 50 万円以上に引き下げるとともに、対象に認可保育所や本市事業受託業者、指定管理者を加えること。

(13) 工事責任を負う地域の建設業者・職人を組織する団体等を窓口とする「小規模工事登録制度（仮称）」をつくり、入札参加資格の是非を問わず、地元の小規模建設業者に仕事を発注する仕組みをつくること。

(14) 消費税 10%増税が予定されていることから、中小・小規模企業者への新たな融資制度など、適切な経済施策を打ち出すこと。

3. 労働環境の改善

(1) 賃金格差が広がる中で最低賃金引き上げは急務であるため、時給を 1,000 円以上に引き上げるよう、神奈川地方最低賃金審議会及び中央最低賃金審議会に市として申し入れること。

(2) 長時間労働や残業、休日出勤の強要、パワーハラスメントや法令違反などを行う、いわゆる「ブラック企業」「ブラックバイト」を根絶するため、県などと連携して実態調査を行うとともに、根絶のための対策をたてること。

(3) 生活支援課・ハローワーク窓口を拡充して、労働相談を強化すること。

(4) 労働法のポイントや違法労働行為への対処などをわかりやすく説明したパンフレットをつくり、駅やコンビニ、飲食店などの青年が利用する場所に置くとともに、市内の高校、専門学校、大学に配布すること。

- (5) 長時間労働をなくし、全ての労働者が有給休暇を取得できるように、県や労働局と連携し、人手不足の実態を把握して十分な人員を確保するよう事業所に働きかけること。
- (6) 正規雇用を増やすよう、経営者団体や事業所に働きかけるとともに、市職員の正規雇用を増やすこと。

4. 公契約の制定に向けて

- (1) 公共工事や指定管理者など公的職場に携わる労働者の適正な賃金が確保され、市内経済の好循環をもたらす公契約条例を早期に制定すること。

【こども青少年局】

1. 施設の防災対策

- (1) 横浜保育室、放課後児童クラブ、幼稚園の施設の耐震化支援を引き続き行うこと。

2. 放課後児童事業

- (1) 放課後児童クラブ運営費補助金を前年に引き続き増額し、保護者負担を軽減すること。
- (2) 放課後児童クラブの職員の処遇改善ができるよう、運営費補助に常勤職員の勤続給を導入するとともに、非常勤職員加算を増額すること。
- (3) 施設の家賃補助の上限を引き上げること。
- (4) 子ども・子育て支援新制度移行に伴う放課後児童クラブの移転・分割の推進をスピードアップするため、区役所に担当部署を設置するなど、引き続き推進体制を進めること。

3. 保育所

- (1) 保育料を大幅に引き下げること。
- (2) 認可保育所入所希望者が全員入所できるよう、引き続き認可保育所増設による定員増を行い、定員弾力化や定員外入所は行わないこと。
- (3) 市立保育所 86 園を 54 園にする縮小計画は中止すること。
- (4) 困難をかかえる子どもや家庭が増えている中で、保育士のさらなる加配を行うこと。看護師、栄養士・管理栄養士、事務職員の配置を行うこと。
- (5) 市立保育所の民間移管において、保育の質を確保するため、一定の経験年数を有する保育士の配置を要件としているように、全ての私立保育所に同様の保育士配置基準を設けること。
- (6) 常勤保育士確保のために、給与改善をはかること。
- (7) 保育士確保のための保育士宿舍借り上げ支援事業は、営利企業を対象から除くこと。
- (8) 保育給付費の目的外使用については、国の通知を超えた市独自の規制をかけること。
- (9) 給付費は月内に支払うこと。また、概算払いを検討すること。
- (10) 保育所の設置環境については、子どもの心身の健全な発達のために、建築基準法令だけではなく、学校施設にならひ、日照、騒音、振動等の環境基準を設け、鉄道や道路の高架下、ビルの高層階での設置は認めないこと。
- (11) 横浜保育室の認可移行支援を継続し、横浜保育室制度を条例に位置付け、基本助成費と補助金を増額すること。

4. 障害児支援

- (1) 通学障害児の放課後等デイサービス事業所数の拡大に伴い、安心安全に通所できるよう、同性介助ができる職員体制、運営費の目的外使用の規制などを盛り込んだ、質の向上が図られるガイドラインを策定すること。
- (2) 発達障害のある中・高生の学校生活・放課後生活を支援すること。
- (3) 地域療育センターによる保育所幼稚園巡回指導・小学校訪問教職員研修の回数をさらに増やすこと。

5. 児童虐待・育児不安への対策

- (1) 児童虐待の深刻なケースに対応するため、児童相談所の児童心理司、児童福祉司を増員するとともに、児童相談所数を増やすこと。
- (2) 区福祉保健センターに、児童相談所の勤務経験のある社会福祉士を増員し、研修を含め児童虐待対応を強化すること。
- (3) 区福祉保健センターに、児童虐待未然防止となる母子保健の推進のため、地域担当保健師を増員すること。
- (4) 児童虐待の相談件数の増加の背景に留意し、望まない妊娠等の相談対応や高齢出産の増加に伴う妊娠・出産の負担を軽減するための施策を更に充実すること。

6. 引きこもりの若者の自立支援

- (1) ひきこもりの若者の自立支援に対応するため、地域を把握している区役所に専門部署を設置し、青少年相談センターや地域ユースプラザ等自立支援専門機関との連携を強化すること。
- (2) 若者自立支援施策として実施している、地域ユースプラザ事業や困難を抱える寄り添い型支援事業などの民間団体との協働事業に加え、不登校・引きこもり等支援の自主運営サークルを市の事業として位置づけ、居場所の活動費補助を創設するなど、支援体制を充実すること。また、4区に設置の地域ユースプラザは全区設置計画をもち、増設すること。
- (3) 2015年度に国費で実施した「地域サポートモデル事業」を市の制度と位置づけ、継続すること。
- (4) 引きこもりを生まない対策として、不登校の子どもの居場所づくり、高校中退者へのアウトリーチ、就労につまずいた人への支援などを、実効性のあるものに引き続き改善すること。

7. 青少年を育む地域の環境づくり

- (1) 「青少年の地域活動拠点」の全区設置に向けて、機能を拡充した上で、設置期限を設けた設置計画を策定すること。

8. 原発事故による放射線被害への対応

- (1) 小中学校の雨水利用システムは、原発事故後、放射能汚染汚泥のため使用中止しているが、再開に向けて調査を行うこと。
- (2) 学校、保育施設が保管している放射能汚染土壌は、回収し、市が一元管理すること。

【健康福祉局】

1. 国民健康保険

- (1) 国に対して国庫負担増の要望を強く行い、本市としても市民の高すぎる国民健康保険料を軽減するために必要な一般会計の繰り入れを行うこと。
- (2) 市民の受療権を保障する立場で、10割窓口負担となる資格証明証交付は機械的にせず、悪質な滞納者に限定すること。
- (3) 低・中所得者向けに、恒久的な保険料の減免制度を、法定減免に加えて設けること。
- (4) 分納の合意をしているにも関わらず、突如一括返済を求められる事例が多発しているが、生活を破壊するような強行的な差押えは行わないこと。
- (5) 医療の提供が必要な場合は、資格証明証を短期保険証に即切り替えることを、資格証を発行する際にその当事者に周知するとともに、医療機関にも周知すること。また、短期証明書の有効期間を延長すること。

2. 高齢者・介護施策

- (1) 高すぎる介護保険料について、市民の実態を把握したうえで、一般会計からの繰り入れなど、介護保険料引き下げのために抜本的な対応策をとること。
- (2) 「総合事業」について、サービスが必要な利用者が使えるように、十分なサービス量を提供できるような体制整備に、市としての責任を持つこと。また、サービスの質の確保のために適切な報酬単価の設定と必要な専門職種の配置を認めること。
- (3) 絶対的に不足している特別養護老人ホームの増設を行うこと。同時に低所得者・高齢者向けの住まいの確保を行うこと。特に、今回特別養護老人ホームの入所対象から外される「要介護1・2」の方々について、軽費老人ホームを増設する等、受け皿施設を整備すること。
- (4) 本市の介護職の賃金実態調査を行い、介護職の抜本的な処遇改善を国に求めること。また、市としても実質的な処遇改善施策を実施すること。
- (5) 利用者の負担を軽減するために、現行の介護利用料の減免制度を拡充すること。
- (6) 虐待・孤立など処遇困難を救済する措置福祉施設である養護老人ホームの増設も行うこと。
- (7) 補足給付の申請に対して、一律に預金通帳の写しや同意書を求めないこと。
- (8) 年々深刻になる介護の人材不足に対して、他の自治体に学んで、例えば、介護福祉士等修学資金制度の創設や福祉人材バンクの設置、離職している介護職員向けの再就職相談事業、資格取得のために研修費支援事業などの人材確保対策を具体化すること。

3. 後期高齢者医療制度

- (1) 後期高齢者医療制度の保険料の引き下げを市として広域連合に求めること。
- (2) 後期高齢者医療制度は廃止して、当面もとの老人保健制度に戻した上で、新たな医療制度の構築をはかるように国に対して働きかけること。
- (3) 後期高齢者医療制度での短期保険証の発行はやめること。

4. 障害者施策

- (1) 2016年から施行される「障害者差別解消法」の全面実践のために、現行施策の問題点を洗い出し、それらの対応方針を策定・実施すること。
- (2) 障害者がよく利用する各区の社会福祉協議会の事務所およびその周辺地域のバリア

フリーの状況を調査し、障害者差別解消法でいう「合理的配慮」が欠けている施設がないか確認すること。

- (3) 精神障害者支援医療ソーシャルワーカーの配置が対象疾病者数に対してあまりにも少なすぎるため、生活支援センター任せにせず、区福祉保健センターへの精神障害者支援医療ソーシャルワーカーを増員すること。
- (4) 医療機関と結びついていない精神障害者に対して粘り強い訪問支援を行っている支援団体等に対して、市独自の補助金を交付すること。
- (5) 各区に設置されている生活支援センターの機能格差（A型B型）を至急解消すること。
- (6) スプリンクラーの設置について、国・県の補助基準にかかわらず小規模の施設でも推進するため、市独自の助成を行うこと。
- (7) 精神障害者の多機能型地域生活拠点の整備を促進すること。
- (8) 働く精神障害者のための交流拠点の設置など、精神障害者の職場定着支援策の充実・強化を図ること。
- (9) 精神障害者の就労について、本市でのモデル事業を本格実施するとともに、現行の短期雇用でなく、中・長期的な雇用を実現すること。
- (10) 障害者の自主製品の常設売店を拡充するために、地域活動支援センターに加えて他の市施設などの公的スペースを使えるようにすること。
- (11) 重度障害者医療費助成制度を、精神障害者1級の入院と2級の通院・入院にも適用すること。
- (12) 精神障害者の夜間などの救急医療体制を拡充し、必要な入院が速やかにできるようにすること。
- (13) 精神障害者に対して2年に一度の診断書提出を義務付けているが、他障害では無料となっている医師の診断書が精神障害だけ有料とされている不合理な待遇の改善をはかり、無料とすること。
- (14) 障害者の家族会について、その育成と活動支援を一層進めること。
- (15) 障害者差別解消法による合理的配慮の考え方から、JR 運賃や私鉄運賃・航空運賃・有料道路料金などの割引を他障害者と同様に精神障害者に対しても行うことは当然であるため、その実施を関係機関に働きかけること。
- (16) 既存のグループホームで受け入れの困難な精神障害者について、現在モデル事業として実施されている精神障害者向けのグループホームを、本格的に事業として実施すること。
- (17) 精神障害者の居住支援策の一つとして、民間アパートなど賃貸住宅で安定した生活ができるように、「サービス付き障害者賃貸住居補助金（仮称）」を創設すること。
- (18) 地域活動支援センター・グループホームなどの職員の待遇改善のための独自施策に取り組むこと。
- (19) 役所や相談機関が通常開いていない夜間や休日の時間帯での相談が可能となる「緊急時ホットライン」事業の早期整備を行うこと。
- (20) 障害者が生活保護制度を使うことなく生活ができるように、障害者基礎年金の引き上げを国に求めること。

- (21) 精神科に明らかに低い水準の医療人員基準を認めている、いわゆる「精神科特例」を廃止するよう、国に求めること。
- (22) 義務教育の学習内容に精神障害について加えるよう、国に対して働きかけること。
- (23) 外出支援施策の変更で奨励金が下げられたためガイドボランティアの見つかりづらい事態になっているので、ガイドボランティアへの奨励金を減額前の金額に戻すこと。
- (24) 福祉パスは、無料に戻すこと。
- (25) エスコートゾーンや音声付信号機の設置を、公安委員会と調整を図りながら、盲学校付近の交差点など特に視覚障害者がよく利用する施設を中心に整備促進すること。
- (26) 市の Web ページを情報バリアフリーガイドラインに沿って整備すること。
- (27) 電車やバス利用が困難な障害者にとってバスや地下鉄しか使えない福祉パスでは、障害者の外出を支援するのは不十分であるため、現行のタクシー券だけでなく、燃料給油券を導入すること。導入にあたっては、すでに導入している他自治体を参考にする事
- (28) ガイドボランティアの適用範囲を余暇活動にも拡大したように、ガイドヘルパーの適用範囲も拡充すること。
- (29) 単独歩行の安全性を高める電子白杖を日常生活用具の対象に加えること。また外出することが困難な障害者にとって自分の世界を容易に広げることができるパソコンを、日常生活用具の対象に加えること。
- (30) 手話言語法の制定に向けて、積極的に国に対して働きかけを行うこと。
- (31) 緊急時にも対応できるように、市民相談室と各区役所総合窓口到手話通訳者を常時配置すること。
- (32) UD タクシーの導入がなかなか予定通り進んでいないが、掛け声に終わらず、事業者が UD タクシーを導入する際に障害となっていることを取り除き、UD タクシーの導入を促進すること。
- (33) ユニバーサルデザインの市営賃貸住宅を整備すること。また、ユニバーサルデザインの民間賃貸住宅が増えるような助成制度を創設すること。
- (34) 市営地下鉄の階段に、階段昇降機でなく、セニアカーでも安全に乗ることができる車いす用階段昇降機「エスカル」を導入すること。
- (35) 現状では障害者への支援は多くの支援団体のボランティアによってなっているため、障害者支援団体への育成補助金を増額すること。
- (36) 障害児の意向に沿って、普通校への障害児の入学を進めること。
- (37) 障害者となった時期によって差別することなく、65 歳以上で障害手帳を交付された人にも、福祉タクシー券を交付すること。
- (38) 移動情報センターを前倒しして早期に全区に設置するとともに、一層の機能充実をはかること。
- (39) 多目的トイレの設置状況について、公共施設に限らず民間施設も含めて、市内をいくつかのエリアに分けて、エリアごとに情報提供すること。多目的トイレの設置が少ない地域については、設置を促進させるような施策を実施すること。
- (40) ストーマ装具の自己負担を撤廃すること。
- (41) 障害者権利条約にもうたわれている医療のコミュニケーション支援について改善す

るため、音声を文字表示するコミュニケーション支援を実施するガイドラインを、市として定めること。

(42) 音声認識による会話の文字化を可能とするスマートフォンやタブレット端末を、聴覚障害者の日常生活用具に加えること。

(43) WHOで定められている聴覚障害の基準は40 dBであることを踏まえ、軽度難聴者への補聴器交付を行うこと。

(44) 人工内耳を補装具費支給事業の対象に加えるよう、国に働きかけること。

(45) 駅にホームドア設置を進めるように、国や各鉄道会社に一層強く求めること。

(46) 呼吸器障害者が大きな負担を感じている酸素吸入費用の助成及び酸素濃縮器の電気代補助を増額すること。

5. 生活保護施策

(1) 本市の生活保護行政が支援が必要な方にしっかり届いているのかどうか、調査を行うこと。

(2) 7月から引き下げられた住居費について、例外規定を当てはめて、実質的に住居費を引き下げないようにすること。

(3) 生活保護申請書を窓口に着置し、誰でも手に取れる状況にして、申請権を保障すること。

(4) 局付で配置されている警察官OBが窓口業務に就かないようにすること。

(5) 利用者に劣悪な生活を押し付け、困り込んでしまう無料低額宿泊所から転居するよう、区として積極的に働きかけること。

(6) 生活保護世帯における高校生のアルバイト収入申告要件が緩和されたことについて、該当者のみにとどまらず、広く周知を行うこと。

(7) 生活困窮者に寄り添った相談活動ができるように、生活支援課ケースワーカーを大幅に増員すること。

6. 保健医療施策

(1) 国の動向を見守ることなく、医業税制（事業税非課税・租税特別措置法第26条）の存続を求める意見書を、本市として国に提出すること。

(2) 国の動向を見守ることなく、診療報酬への消費税の「ゼロ税率」適用を、本市として国に求めること。

(3) 本年10月に小学1年生より小学3年生に引き上げたといえ、いまだ全国的にも県内でも最低レベルである小児医療費助成制度（通院）の対象年齢を、当面中学校卒業時までを目標に毎年引き上げること。また、所得制限を撤廃すること。

(4) 公立・民間問わず医師不足を解消するため、市内の各病院で後期研修プログラムの充実・相互交流を行いながら、出来るだけ多くの後期研修医を受け入れられるような戦略をもつこと。

(5) 新興感染症や災害時の危機管理体制・在宅医療の推進をはかるために、福祉保健センターへの配置医師の増員及びセンター長への医師の配置を行うこと。

(6) 現在モデル事業が行われている胃がんの内視鏡検査を早期に本事業に移行すること。また、肺がん検診・乳がん検診のデジタル読影機器を増設すること。

(7) 休日急患診療所の建て替え計画を早めること。

- (8) 在宅医療連携拠点の活動を充実させるための人材育成の研修費用を増額すること。
- (9) 子育て中の医師を支援するために、病院内保育室の整備とともに医師の勤務実態に合わせた早朝・夜間までの保育時間の延長、病児（病後児）保育の拡充など図る施策を展開すること。また、常勤だけでなく非常勤医師も対象とすること。
- (10) 保育園医の業務が年々拡大しているため、保育園保健を充実させるための予算を拡充すること。
- (11) 現在市内で一か所しかない障害者歯科センターを、北部地域・南部地域に設置すること。
- (12) 現在の妊婦健診の補助回数は最低限であるため、妊娠リスクのある妊婦が安心して分娩を迎えられるように健診補助回数を増やすこと。併せて産褥一か月検診も補助対象とすること。
- (13) 医療機関に対して、医療費の一部負担金の免除ができる無料低額診療施設をもっと増やすように働きかけ、薬局法人にも制度が適用されるような市独自の事業を行うこと。また、ホームページでの掲載にとどまらず、同制度を広く市民に周知すること。
- (14) 子宮頸がんワクチン接種副反応の実態調査を、特に接種者全員を対象に行うこと。また、被害者救済の制度が県に創設されたが、さらに市としても被害者に寄り添った対応を行うこと。
- (15) 不育症への助成制度を創設すること。
- (16) お産のできる診療所・助産所の運営支援策を拡充すること。また、お産のできる病院・診療所がない区では、施設設置に向けて特別の手立てをとること。
- (17) 市内のぜん息患者の実態調査を行うこと。その上で、東京や川崎のような医療費助成制度を創設すること。
- (18) 市内医療機関の看護師不足の状況を鑑みて、看護師確保策を抜本的に進めること。

7. 放射線被害対策

- (1) 事故を起こした福島第一原発はいまだ終息していないため、引き続き、本場や南部・食肉などの各市場での放射能検査体制を継続させること。

8. 災害時の医療体制

- (1) 民生委員の定数を満たすための働きかけを、自治会町内会任せにすることなく、市としても主体的・能動的に行うこと。
- (2) 発災時の障害者へのきめ細やかな対応を区などの防災計画に盛り込むこと。
- (3) 地域での避難訓練などに、居住する障害者も一緒に参加するように積極的に働きかけを行うこと。
- (4) 透析者に、避難施設への該当薬の保管場所を提供すること。
- (5) 膀胱・直腸障害者に、個々に応じたオストメイト等の装具の保管場所を提供すること。
- (6) 聴覚障害者に対して、災害時の情報提供手段を具体的に検討・実施すること。

9. 動物

- (1) 現在モデル事業が行われている地域猫活動について、全市的に本格実施を行うこと。さらに、地域猫活動の啓発活動を行うこと。
- (2) 動物愛護センターにおける犬猫の殺処分をゼロにすること。

10. 墓地

- (1) 市民のニーズにこたえられる市営墓地の量的整備を行うこと。また、低額で遺骨を預けられる集合型の納骨堂の整備も行うこと。
- (2) 緑地を残すという市是にも従って、むやみに民間墓地を開発させないために、墓地条例に距離規定や宗教法人の本院限定などを盛り込むこと。

【温暖化対策統括本部】【環境創造局】

1. 市内農業

- (1) 市内家族農業へ重大な影響を与える環太平洋連携協定（T P P）の大筋合意に反対を表明するとともに、T P Pの協定書作成作業からの撤退を国に求めること。
- (2) 農産物の地産地消をさらに進めるため、農協と協力し、市営地下鉄駅構内や区役所等に市内農産物の常設売り場等を設けること。また、教育委員会と協力し、給食食材に地場野菜を取り入れる事業をさらに進めること。
- (3) 農業振興地域内の遊休農地、不耕作地の有効活用のため、市が遊休農地を借り入れ、復元し、新たに農業参入した方に貸し付ける取り組みや、市民菜園として市民への貸出施策の拡充を具体化・実施すること。

2. 環境・緑

- (1) 環境の保全の立場から、マンション建設や宅地造成等による斜面緑地開発を規制する条例等の整備を行うこと。
- (2) 緑の保全の立場から、環境創造局として、上郷猿田地区の開発は認めないこと。
- (3) 市内の緑地保全のため、関係各局と連携し、市街化調整区域における開発規制を強化すること。県から移譲された「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と「線引き」の見直しについては、現在の緑地の総面積を減らさない立場をとること。

3. 地球温暖化対策

- (1) 日本をリードする大都市横浜として、原発ゼロ宣言を行い、鹿児島川内原発の再稼働を中止するよう九州電力および国に対し申し入れをすること。あわせて、国の再稼働推進路線に反対の意志表示をすること。
- (2) 地球温暖化対策実行計画は原子力発電ゼロの立場に立った計画に見直すこと。
- (3) 地球温暖化対策実行計画の基本方針の1つに位置づけられた地域にいけるエネルギーの創出と地産地消の推進については、計画目標を前倒しした年次計画に改めること。
- (4) 2017年に開催される「第33回全国都市緑化フェア」では、生物多様性横浜行動計画「ヨコハマbプラン」に基づき、フェア会場予定地内の湿地は現在の自然を活かした整備とすること。

4. 放射能対応

- (1) 放射能モニタリングポストを、現在の保土ヶ谷、県立岸根高校に加えて、方面別に増設すること。
- (2) 現在、南部、北部処理場に滞貨している2014年4月以前の下水道汚泥焼却灰については、引き続き適切な処理技術が確立するまで東電と国の責任で保管管理するよう東電と国に申し入れること。

【資源循環局】

1. 資源化の推進

- (1) 「ヨコハマ3R夢プラン」へのなおいっそうの市民理解と協力を得るため、啓発事業をさらに進めること。特にリデュース普及に力を入れること。
- (2) さらに生ごみの減量化・資源化に特化した啓発活動を実施するとともに、本市の行う生ごみリサイクル事業のメニューに生ごみ処理機キエーロ等への補助も加えること。

2. 喫煙禁止地区の推進

- (1) 喫煙禁止地区での過料制度はやめ、徹底した啓発キャンペーンにより喫煙禁止地域での禁煙啓発事業を進めること。喫煙禁止地区を都心部6地区にとどまらず、市内副都心及び郊外区のターミナル駅周辺等にも広げること。
- (2) 喫煙禁止地区以外においても、歩きたばこ防止パトロールや啓発活動をさらに進めること。

【建築局】

1. 木造住宅耐震・改修助成制度の改善・充実

- (1) 本市には「重点対策地域」に指定した区域外にも、木造住宅密集地域が多数存在する。木造住宅耐震改修促進事業を加速化するために補助限度額を引き上げること。
- (2) 地域経済活性化に効果のある住宅リフォーム助成制度を創設すること。

2. 住環境・みどりの整備・保全、開発行為の規制等について

- (1) 上郷猿田地区開発計画を容認する評価書は、白紙に戻して評価をやり直すこと。
- (2) 市街化調整区域における開発規制をさらに強化すること。
- (3) 斜面地を利用した宅地開発等は、環境やみどりの保全、及び市民の命と財産を守る見地から条例等をさらに改正・補強し、規制を強化すること。
- (4) 条例改正が行われたにもかかわらず、公共公益負担義務逃れを目的とする分割開発はとまっていない。脱法的な開発・宅地造成等の規制強化に有効な開発行為等調整条例のさらなる改正を行うこと。

3. 市営住宅

- (1) 住まいの確保が困難な高齢者世帯（単身者含む）向け住宅を増設させること。
- (2) 高層階に住む高齢者、障害者が1階に移ることができる条件を拡充すること。
- (3) 大規模市営住宅団地の再生・整備事業の中で、高齢化社会において求められる医療・介護等のサービスが安心して受けられる施設を整備すること。
- (4) 新規建設を再開すること。
- (5) 既存の市営住宅の居住条件の向上を進めること。特に、エレベーター設置は、高齢社会の現状から急を要する課題であり、優先順位を引き上げ、一気に設置できる計画をつくり、所要の予算を確保すること。
- (6) 風呂なし市営住宅の解消を目指すとともに、現入居者には代替措置を十分に行うこと。

4. 住まいにかかわる相談窓口

- (1) 住まい・建築・開発等にかかわる近隣住民の質問、苦情、要望等に対応できる「相

談窓口」を各区役所に設置すること。

【都市整備局】

1. 防災まちづくり（被害を出さない地域・社会の実現）の推進について

(1) 本市の防災計画の目標「被害を出さない地域・社会の実現」の観点から、本市のまちづくり事業に関わる審議会等の委員構成に災害・防災対策の専門家を必ず加えること。

2. 横浜駅周辺地区の防災対策

(1) 横浜駅周辺地区の防災対策を県や民間事業者任せにせず、海水面下の地下街と海拔0～1.5mの地盤等で成り立つ、災害リスクの極めて高い区域であること（災害特性）を踏まえた横浜駅周辺地区の独自防災計画を、市の責任で策定すること。

(2) 地下街を含む横浜駅周辺地区における緊急災害・防災情報の伝達システムの現状は、民間事業者任せになっている。駅ビルの完成を待つのではなく、市が一元的に掌握・管理・伝達できるシステムを直ちに構築すること。

(3) エキサイトよこはま22計画は、津波や豪雨などによる浸水被害を想定し、横浜駅周辺地区における被害の極小化の観点から現計画を抜本的に見直すこと。

3. 地震火災対策

(1) 木造建築物不燃化・推進事業補助制度適用地域を拡大すること。

4. 駅のバリアフリー化、ホームドアの設置等安全対策

(1) エレベーター・エスカレーター設置等、駅のバリアフリー化を一層促進すること。そのために、市として国・県・鉄道事業者に働きかけを強めること。

(2) 駅ホームドアの設置等の安全対策や混雑緩和対策等を緊急課題に位置づけ、鉄道事業者任せでなく、市として国・県に事業推進を強力に働きかけること。

(3) 改良・改善の取り組みが始まっている東戸塚駅の混雑解消・安全対策は、スピード感をもって、取り組みを強化すること。

5. 都心部開発

(1) 東高島駅北地区開発計画における運河埋立計画はやめること。あわせて神奈川台場の保全を図ること。

【道路局】

1. 道路関係予算

(1) 道路予算の高速道路整備偏重を抜本的に改め、道路施設の維持管理・保全、及び、市民の日常生活の安全性・利便性を向上させる生活道路重視の予算にすること。

(2) 生活道路の維持管理、私道整備助成、下水・公園等の維持管理等にかかわる市民要望の最前線に対応している、各区の土木事務所関連予算の大幅増額と人員の確保をはかること。

(3) 通学路の安全確保を目的とするスクールゾーン対策は、必要個所への対応を強化するために、関連する予算を大幅に増額すること。

(4) 電線地中化事業については、どこをいつまでに実施するのか具体的に明確にして、推進すること。

(5) 鶴見区・生見尾踏切、緑区・川和踏切（横浜線中山駅付近）など、特に危険性の高

い踏切の改善・対策事業は、期日を明確にして優先的、速やかに推進すること。事業の推進にあたっては、住民意見を尊重すること。

(6) バス停留所の上屋・ベンチ設置は、高齢化にともない切実な要望である。補助制度により設置を進めている他都市にならって、市営・民間バス路線の区別なくバス停留所の上屋・ベンチ等の設置に対する本市独自の補助制度を創設すること。

2. 高速横浜環状道路等

(1) 高速横浜環状道路南線および北西線整備事業は開通時期、道路構造・規模等を含め総合的視点から見直すこと。

(2) 同南線の土地収用手続きは、住民無視、所有権侵害の暴挙である。即刻、中止・撤回すること。

(3) 高速横浜環状道路の関連街路である都市計画道路岸谷線は、廃止すること。

3. 地域生活交通網の改善・整備の促進

(1) 高齢化社会が進展する中で、身近で気軽に利用できる移動手段が市内全域で切実に求められている。市営交通の多様な活用や民間バス・タクシー事業者の協力を得て、敬老パスを利用できる地域交通システムを構築すること。

4. 自転車対策

(1) 改正道交法の主旨をふまえ、自転車利用者のマナー向上の啓発など、自転車による事故防止に効果のあがる具体的な対策を講じること。

(2) 自転車専用レーンは、条件の整うところから積極的に整備すること。

(3) 駅周辺の放置自転車・バイクは依然としてなくなるならない。放置をなくす啓発を強化するとともに、自転車・バイク駐輪場の整備・充実を図ること。

【港湾局】

1. 港湾整備

(1) 過大な貨物需要を前提とした新港湾計画は取りやめ、効率的で需要に見合った港湾整備計画とすること。

(2) 港湾での雇用創出を図るための施策について、ソフト、ハード面とも強化すること。

(3) 超大型コンテナ船の寄港が見込めず、必要のないMC-4建設はとりやめ、需要と供給の関係を見極めるとともに、南本牧ふ頭連絡臨港道路工事も中断すること。

(4) 新港湾計画に盛り込まれた本牧地先の埋め立て・新たなふ頭建設は撤回し、既存港湾施設の維持管理を進めること。

(5) 山下ふ頭再整備については、カジノ誘致による再整備ではなく、山下ふ頭での関係事業者、周辺自治会・町内会はもちろん、全市的に意見等を取り入れ、市民生活向上と横浜経済に資する計画にすること。

2. 働きやすい港湾

(1) 増加する女性労働者数に見合った女性トイレを増設し、公衆トイレの衛生管理等、ふ頭環境の整備・美化を推進すること。

(2) 大黒ふ頭内にコンビニエンスストアを設置し、税関正面前バス停留所に街灯とベンチを設置すること。

(3) 大黒ふ頭へのバス路線を増便すること。特に、海釣り公園行きの朝7時前後、L8

循環バスの朝8時台および休日、日中時間帯（市営109系統）、休日午後3・4時台、流通センター経由海釣り公園行きバス（市営17系統）を増便すること。

（4）労働環境の実態調査を労働組合まかせにせず、港湾局自らが港湾労働者を対象に職場環境についてのアンケートを行い、働きやすい港湾環境の向上を図ること。

3. 防災・放射能対策

（1）労働者を津波等の災害被害から守るために、災害に対する万全の対策をとること。

【消防局】

1. 消防力の強化

（1）国の目安に沿った「整備指針」を作成すること。当面は市の「整備指針」に基づき、充足率100%に満たないもの（救急自動車・非常用消防自動車）を優先して配置すること。

（2）消防職員の健康管理を図るために、各区に保健師と管理栄養士を配置すること。

（3）コンビナート災害に対して、国に法改正を求めるとともに、本市独自の対応強化に取り組むこと。

2. 消防団

（1）旧耐震基準の器具倉庫の耐震化が進むよう、期日を定めた計画をたてて更新すること。

（2）消防車両の更新は、15年サイクルを厳守できるよう、期日を決めて計画的に行うこと。

（3）被服など一斉に更新する装備品については、団ごとに装備品が変わらないように、一斉に支給できる予算措置を行うこと。

（4）消防団員の報酬が国基準に満たない部分は、早急に引き上げること。

（5）消防団課を区にも創設すること。

（6）救命救急体制のさらなる充実をはかること。

【水道局】

1. 水道料金の引き下げ

（1）一般家庭の実質賃金が低下している中で、低所得世帯での生活費の負担軽減のため、水道料金を引き下げること。

（2）水道局として、幼稚園・保育所などの社会福祉施設の水道料金を減免すること。

（3）検針委託業者が孤立予防対策として取り組んでいる「緩やかな見守り」と、救命救急講習、児童虐待や認知症への対応研修を継続すること。

【交通局】

1. 市営地下鉄

（1）500メートルのオーバーランをした事例もあり、事故発生時や災害時の安全性確保のために、市営地下鉄に車掌の業務を復活させること。

（2）近年頻発するゲリラ豪雨や大地震による津波被害に備えて、市営地下鉄施設の総点

検を早期に行い、万全の備えを整えること。

- (3) 開業時設置した浸水防水機 44 機のうち、更新されていない 32 か所を早急に更新すること。
- (4) 市営地下鉄の階段に、階段昇降機でなく、セニアカーでも安全に乗ることができる車いす用階段昇降機「エスカル」を導入すること。
- (5) 市営地下鉄の駅コンコース等に、障害者作業所の物品販売スペースを拡充すること。
- (6) 市営地下鉄の駅コンコース等に、地産地消の観点から、地元農家で収穫した野菜などの販売スペースの確保を検討すること。

2. 市営バス

- (1) バス乗務員を含めた交通局採用の職員の給与は、2011 年度に中長期的な経営状況の見通しを踏まえた労使協議を行った結果、他の技能職員と比較して生涯賃金として 2 割減の給料月額となっている。賃金を計画的に引き上げること。
- (2) 無理なダイヤ編成で乗務員がトイレにも行かれないという声があがっており、精神的、肉体的ストレスからくる事故防止の観点からも、乗務員の採用人数を増やすこと。

3. バス路線の拡充

- (1) 高齢化に伴い買い物や通院などの足の確保が困難な地域が拡大していることから、中期経営計画に「真に必要とされる市営交通となるために」とあるように、必要とされているバス路線の拡充をはかること。
- (2) 敬老パスで利用可能なコミュニティーバスの路線を増やすこと。

4. バス停留所の改良について

- (1) 設置可能な全てのバス停留所にベンチと上屋を設置し、高齢者や障害者が利用しやすいバス停にすること。

【医療局】

1. 市民病院

- (1) 新市庁舎計画のような莫大なコスト増にならないように、適切な予算での建て替えを行うこと。竣工時期も 2020 年度にこだわらないこと。
- (2) 地域病院としての役割を果たすだけでなく、公立病院として、政策的医療分野の充実を図ること。

2. 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター

- (1) 有用な人材確保のために、経営改善の動きの中で、人件費水準を必要以上に切り下げないこと。

【教育委員会】

1. 教職員の配置

- (1) 格差や貧困、社会や家庭状況の変化など子どもたちをめぐる事態の深刻な状況が広がっている。いじめ、不登校、子どもたちの荒れなどに対応するためにも、一クラスの人数を削減し、教師が子どもと向き合う時間の確保が緊急に求められている。2017 年に学級編成権が県から横浜市に移管されることを先取りして、市独自で教員を配置して中学校を含む小学校 3 年生以上の学年でも 35 人以下学級を実施すること。

- (2) 本来、正規教員を配置すべきところを臨任教員ですませている現状を解消するため、教員数確定要素を見直して、正規教員の採用枠を増やすこと。
- (3) 学校司書については、2016年度には全校配置となるが、司書資格をもつ専任の正規職員とすること。

2. 学校施設整備

- (1) 学校から要望が上がっている緊急度の高い修繕は、子どもの安全確保から学校特別営繕費を増額して早急を実施すること。
- (2) 学校ごとの施設保全計画を、それに見合う予算額を確保し、実施すること。
- (3) 全校でのプール整備を進めること。
- (4) 武道場の全校整備を早期に進めること。
- (5) 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」に基づいての学校規模の適正化については、子どもたち・保護者、地域の参加で学校のあり方を検討し、学校の統廃合を機械的に進めないこと。

3. 学校給食

- (1) 中学校において、学校給食法に則った給食を早期に実施すること。
- (2) 小学校給食調理業務の民間委託は、食育の観点からもやめること。
- (3) 小学校の学校栄養職員は、学級編制権の県からの移管を待たず、全校に正規で配置すること。
- (4) 小学校の給食食材の放射線測定については、素早い対応が実行できるよう、毎日ブロック別に最低1校の全量検査を実施すること。
- (5) 給食費の保護者負担増は行わないこと。給食費無償化に向けて検討すること。

4. 特別支援教育

- (1) 北綱島特別支援学校は存続すること。
- (2) 市立学校において、発達障害など「特別な支援」を要する生徒に適切な支援ができるように、個別支援学級、特別支援学校での教職員配置、施設・設備面等の条件整備を行うこと。

5. 教育条件の整備

- (1) 義務教育は無償の立場で、保護者負担ゼロでの教育課程とするよう努めること。修学旅行や自然教室の自己負担ゼロに向けて必要な予算措置を行うこと。
- (2) 就学援助は、所得基準額を生活保護費引き下げ以前の水準に戻すこと。また、申請については学校だけでなく教育委員会や区役所への提出も可能とし、郵送を基本とするなど、申請しやすくすること。
- (3) 日本語習得の指導を必要としている児童・生徒(外国籍等含む)への支援は、指導人員の確保・増を含めて強化すること。また、夜間学級(中学)の設置目的に日本語の指導を明記し、日本語を習得して基礎学力の一層の充実が果たせるようにすること。
- (4) 2007年12月25日付「通知」に基づく「日の丸」「君が代」の学校行事への強制はやめること。
- (5) 家庭の事情により書類の整わない場合もあり、低所得でも無償化が実行できない場合もあるので、所得に関係なく高等学校の授業料無償化を復活するよう国に求めること。

- (6) 朝鮮学校への補助金交付を行うこと。
- (7) 不登校などで、義務教育の履修がかなわなかった生徒の教育機会確保に、夜間中学校での履修を認めること。
- (8) 性的違和感を感じるなど性的に悩みを持つ児童生徒が気軽に相談できるよう、学校内の意識改革をさらに進めるとともに、カウンセラー相談体制の充実を図ること。

6. 教科書・副読本等

- (1) 教科書採択は学校現場の声を反映させること。採択は、公開の原則に立ち、教科書取扱審議会答申を尊重すること。
- (2) 教科書の採択地区は、現行の全市1区から各行政区毎に戻し、将来的には学校採択をめざすこと。
- (3) 横浜市作成の副読本「わかるヨコハマ」の関東大震災の記述において、朝鮮人虐殺の「虐殺」と軍や警察の関与が削除されたが、歴史研究の到達点に沿って、再訂正すること。

7. 図書館の充実

- (1) 山内図書館の指定管理者制度は中止すること。
- (2) 市民一人当たりの資料費は最低水準、蔵書冊数・貸し出し冊数は政令都市で最下位(2013年度)となっている。図書館の増設計画を策定するとともに、資料費を大幅に増額し、新刊本の購入など利用者の蔵書要望に応えること。

8. 文化財保護

- (1) 栄区上郷にある上郷深田遺跡は、関東圏でも希少な製鉄生産の遺跡である。本格的に調査し、児童・生徒・市民が学ぶことができるよう、文化財として可視化して保護すること。